

令和3（2021）年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の財政規模に対する一般会計で生じた赤字の大きさの割合を表したものです。

年度・基準	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	早期健全化基準	財政再生基準
比率	該当なし	該当なし	12.09%	20.00%

一般会計等の実質収支は黒字であり、該当ありませんでした。

$$(算定式) \text{ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (0)}}{\text{標準財政規模 (24,903,249)}}$$

(2) 連結実質赤字比率

地方公共団体の財政規模に対する公営企業会計など特別会計を含む全会計で生じた赤字の大きさの割合を表したものです。

年度・基準	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	早期健全化基準	財政再生基準
比率	該当なし	該当なし	17.09%	30.00%

地方公共団体の全会計で資金不足はいずれも生じておらず、該当ありませんでした。

$$(算定式) \text{ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (0)}}{\text{標準財政規模 (24,903,249)}}$$

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の財政規模に対する借入金（地方債）に係る返済額の大きさの割合を表したものです。

年度・基準	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	早期健全化基準	財政再生基準
比率 (3か年平均)	9.3%	10.0%	25.0%	35.0%

令和3（2021）年度決算は、令和2（2020）年度決算と比較して、単年度では9.0%と0.4%の減少（改善）となりました。3か年平均では9.3%と0.7%減少（改善）しました。

この主な理由は、基準財政需要額の複数の算定項目において、単位費用と補正係数が増加したこと及び新たな算定項目が創設されたことに伴い、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額が増加したためです。

$$\begin{aligned}
 & \text{④地方債の元利償還金 (4,616,726) + ⑤準元利償還金 (1,816,868)} \\
 & \quad - \text{③特定財源 (347,201) - ①元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 (4,219,423)} \\
 \text{(算定式)} & \\
 \text{実質公債費比率} & = \frac{\text{⑥標準財政規模 (24,903,249) - ①元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 (4,219,423)}}{\text{⑥標準財政規模 (24,903,249)}}
 \end{aligned}$$

(単位：千円)

項 目	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)
④地方債の元利償還金	4,616,726	4,532,451	4,780,157
⑤準元利償還金（※）	1,816,868	1,946,838	1,965,443
③特定財源	347,201	334,712	338,156
①元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,219,423	4,285,854	4,517,638
⑥標準財政規模	24,903,249	24,156,906	23,800,568
実質公債費比率（単年度）	9.0%	9.4%	9.8%

3か年平均：9.3%

※ 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるものであり、満期一括償還地方債の1年当たりの元利償還金に相当するもの、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金及び公債費に準ずる債務負担行為に係るものの合算額です。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の財政規模に対する借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさの割合を表したものです。

年度・基準	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	早期健全化基準	財政再生基準
比 率	18.5%	27.9%	350.0%	

④充当可能財源等の増加などにより、前年度より9.4%減少（改善）しました。

⑤充当可能財源等が増加した主な理由は、新たに環境・エネルギー産業拠点化推進基金を設置したことにより、充当可能基金が増加したためです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{④将来負担額 (72,576,776)} - \text{⑥充当可能財源等 (68,741,994)}}{\text{③標準財政規模 (24,903,249)} - \text{⑤元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 (4,219,423)}}$$

(単位：千円)

項 目		令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)
④将来負担額		72,576,776	72,787,508
内 訳	① 地方債の現在高	46,685,800	47,593,212
	② 債務負担行為に基づく支出予定額	3,267,289	3,671,982
	③ 公営企業債等繰入見込額	17,508,400	16,230,519
	④ 退職手当負担見込額	5,115,287	5,291,795
	⑤ 設立法人の負債額等負担見込額	0	0
⑥充当可能財源等		68,741,994	67,237,275
内 訳	① 基準財政需要額算入見込額	48,399,517	49,380,513
	② 充当可能基金	16,120,170	13,937,934
	③ 充当可能特定歳入	4,222,307	3,918,828
	④ (うち都市計画税)	(3,363,985)	(2,967,399)

2 資金不足比率の状況

公営企業の事業の規模に対する資金不足額の割合を表し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

年度・基準 会計名	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	経営健全化基準
水道事業会計	該当なし	該当なし	20.0%
工業用水道事業会計		該当なし	20.0%
下水道事業会計	該当なし	該当なし	20.0%

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、該当がありませんでした。

※令和2(2020)年度末で工業用水道事業会計は廃止になりました。

$$\text{(算定式) 資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (※)}}{\text{事業の規模 (営業収益－受託工事収益)}}$$

※ 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累計不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額です。